

高齢者と福祉対策及び 高齢者虐待防止対策について

2025年5月9日（金）
愛知県福祉局高齢福祉課
生きがい・福祉医療グループ

主な内容

- 「高齢者」「高齢化」とは？
- のびていく平均寿命・健康寿命
- 高齢者の定義を見直す？
- 高齢者の学習活動・社会活動への参加
- 県が行う高齢者生きがいづくり事業
- 高齢者虐待防止対策

「高齢者」の年齢

高齢者って何歳から？

- 国連では60歳以上、国連の世界保健機関（WHO）の定義では65歳以上を高齢者としている。
- 「高齢者の医療の確保に関する法律」における規定及びそれに付随する各種法令では、65～74歳までを前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と規定
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（略称：高年齢者雇用安定法）」における「高年齢者」とは、55歳以上の者と規定
- 各種公的機関が行う人口調査では65歳以上を「高齢者」と区分

老人福祉法における「老人」

○老人福祉法第2条

老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

○老人福祉法第3条

- 1 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。
- 2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

高齢社会とは・・・

○国連の世界保健機構（WHO）の分類

報告書の中で、全人口に対する65歳以上の人口（高齢化率）で次のように分類された。

- ・ 高齢化社会 = 高齢化率が 7 %を超えた社会
- ・ 高齢社会 = " 1 4 % "
- ・ 超高齢社会 = " 2 1 % "

高齢者人口と高齢化率

	総人口	65歳以上人口	高齢者の比率
愛知県	7,465,250人	1,928,192人	25.8%
全国	123,784,000人	36,243,000人	29.2%

資料：愛知県数値は2024年10月1日「あいちの人口」
全国数値は「人口推計」（2024.11.1現在 総務省統計局）

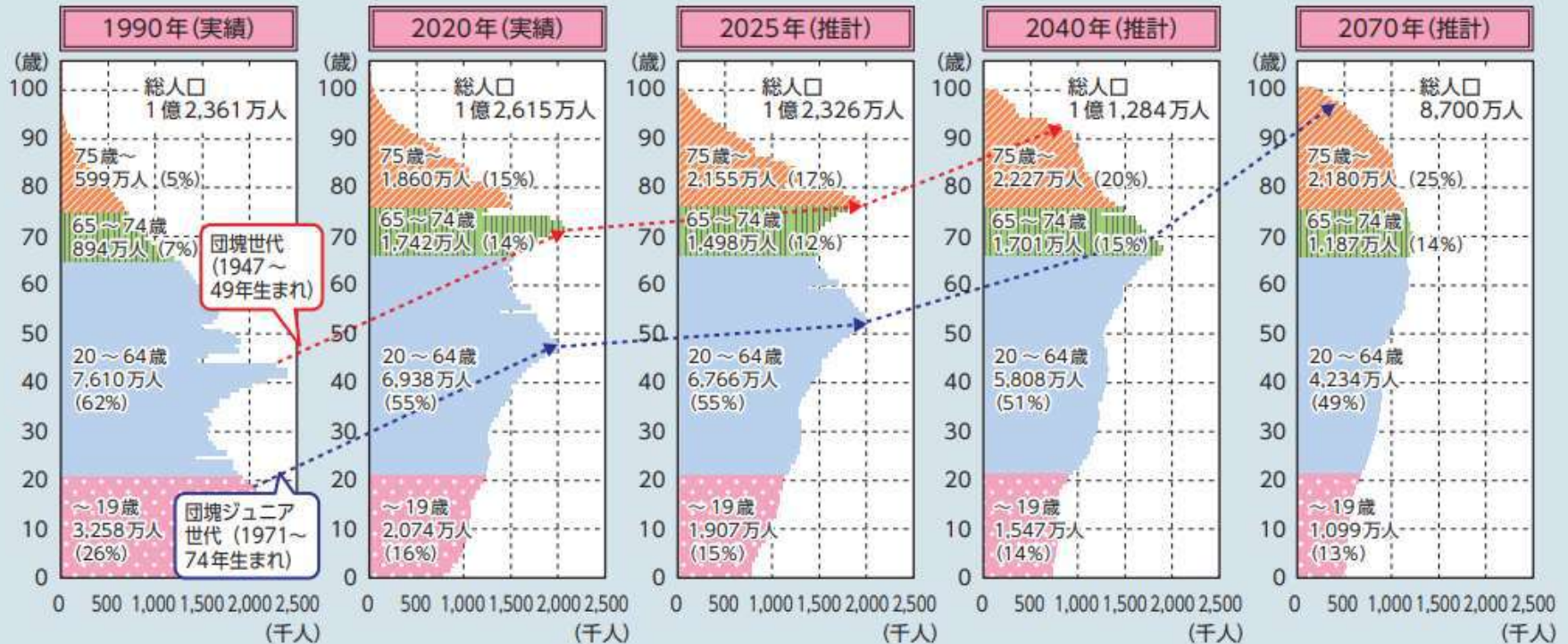
日本の人口ピラミッドの変化

○団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の17%となる。

○2070年には、人口は8,700万人まで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約39%となる。

序-1-1

人口ピラミッドの変化（1990年～2070年）



資料：実績値（1990年、2020年）は総務省統計局「国勢調査」（1990年は年齢不詳をあん分した人口、2020年是不詳補完値）、推計値（2025年、2040年、2070年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）出生中位・死亡中位推計」（各年10月1日現在人口）により厚生労働省政策統括官付政策統括室において作成。

表1-1-10 都道府県別高齢化率の推移

	令和5年(2023)					令和32年(2050)		高齢化率の 伸び (ポイント)
	総人口 (千人)	65歳以上 人口(千人)	75歳以上 人口(千人)	65歳以上 人口割合(%)	75歳以上 人口割合(%)	65歳以上 人口割合(%)	75歳以上 人口割合(%)	
北海道	5,092	1,681	915	33.0	18.0	42.6	27.2	9.6
青森県	1,184	417	221	35.2	18.7	48.4	31.1	13.2
岩手県	1,163	407	221	35.0	19.0	45.9	29.1	10.9
宮城県	2,264	662	344	29.2	15.2	39.4	24.0	10.2
秋田県	914	357	194	39.0	21.2	49.9	32.2	10.9
山形県	1,026	361	194	35.2	18.9	44.3	28.1	9.1
福島県	1,767	586	303	33.2	17.2	44.2	27.8	11.0
茨城県	2,825	865	460	30.6	16.3	40.0	25.2	9.4
栃木県	1,897	573	297	30.2	15.6	39.6	24.8	9.4
群馬県	1,902	589	322	30.9	16.9	40.0	25.5	9.1
埼玉県	7,331	2,012	1,116	27.4	15.2	35.5	22.1	8.1
千葉県	6,257	1,756	980	28.1	15.7	35.5	22.0	7.4
東京都	14,086	3,205	1,823	22.8	12.9	29.6	17.5	6.8
神奈川県	9,229	2,390	1,358	25.9	14.7	35.0	22.1	9.1
新潟県	2,126	720	391	33.8	18.4	43.2	27.3	9.4
富山県	1,007	333	191	33.1	19.0	41.4	26.6	8.3
石川県	1,109	338	189	30.5	17.1	38.3	24.5	7.8
福井県	744	235	128	31.5	17.3	40.3	25.5	8.8
山梨県	796	253	138	31.7	17.4	41.7	27.2	10.0
長野県	2,004	655	374	32.7	18.7	41.6	26.9	8.9
岐阜県	1,931	603	335	31.2	17.4	40.6	25.9	9.4
静岡県	3,555	1,101	609	31.0	17.1	39.6	25.2	8.6
愛知県	7,477	1,923	1,078	25.7	14.4	34.5	21.4	8.8
三重県	1,727	529	296	30.6	17.1	39.6	25.3	9.0
滋賀県	1,407	380	205	27.0	14.6	36.7	22.8	9.7
京都府	2,535	753	436	29.7	17.2	38.5	24.6	8.8
大阪府	8,763	2,424	1,407	27.7	16.1	36.6	23.2	8.9
兵庫県	5,370	1,609	906	30.0	16.9	39.5	25.3	9.5
奈良県	1,296	423	239	32.6	18.5	43.3	28.6	10.7
和歌山県	892	305	172	34.2	19.3	43.7	28.5	9.5
鳥取県	537	179	97	33.3	18.1	40.9	25.6	7.6
島根県	650	227	128	35.0	19.7	39.7	24.8	4.7
岡山県	1,847	573	327	31.0	17.7	37.8	23.8	6.8
広島県	2,738	825	465	30.1	17.0	37.4	23.6	7.3
山口県	1,298	459	260	35.3	20.0	42.3	27.0	7.0
徳島県	695	246	134	35.3	19.3	44.8	28.8	9.5
香川県	926	301	169	32.6	18.2	39.7	24.9	7.1
愛媛県	1,291	441	244	34.2	18.9	43.0	27.4	8.8
高知県	666	242	138	36.3	20.7	45.6	29.5	9.3
福岡県	5,103	1,452	778	28.5	15.2	35.1	21.3	6.6
佐賀県	795	252	132	31.7	16.6	39.3	24.4	7.6
長崎県	1,267	435	231	34.3	18.2	43.4	27.9	9.1
熊本県	1,709	552	298	32.3	17.4	38.8	24.3	6.5
大分県	1,096	375	206	34.2	18.8	40.5	25.5	6.3
宮崎県	1,042	351	188	33.7	18.0	40.8	25.6	7.1
鹿児島県	1,549	524	275	33.8	17.8	41.2	25.8	7.4
沖縄県	1,468	350	166	23.8	11.3	33.6	20.4	9.8

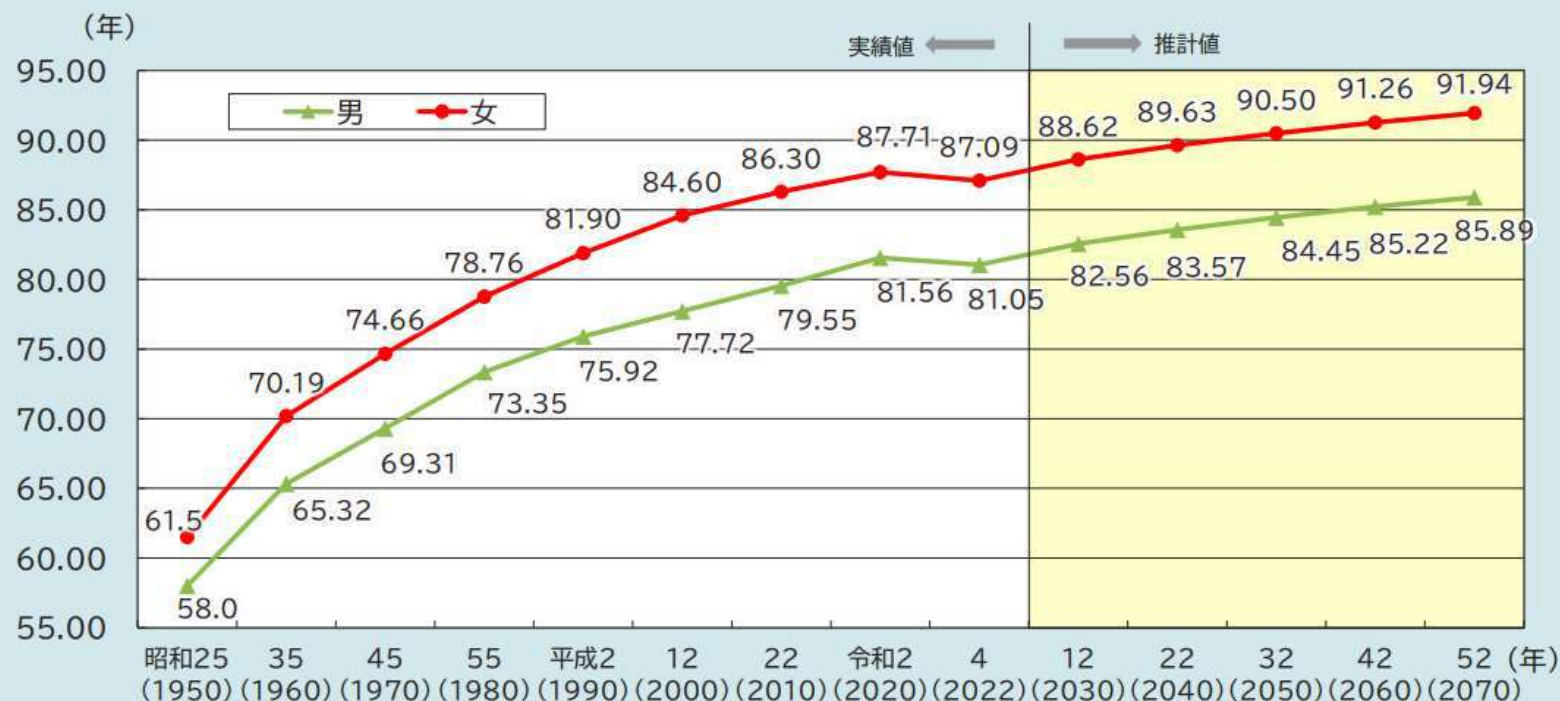
資料：令和5年は総務省「人口推計」、令和32年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

平均寿命

○平均寿命とは・・・

⇒生まれたばかりの0歳児が何年生きられるか

図1-1-4 平均寿命の推移と将来推計



資料：1950年、2022年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2020年までは厚生労働省「完全生命表」、2030年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の死亡中位仮定による推計結果

（注）1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳時点における平均余命が「平均寿命」である。

平均寿命の推移

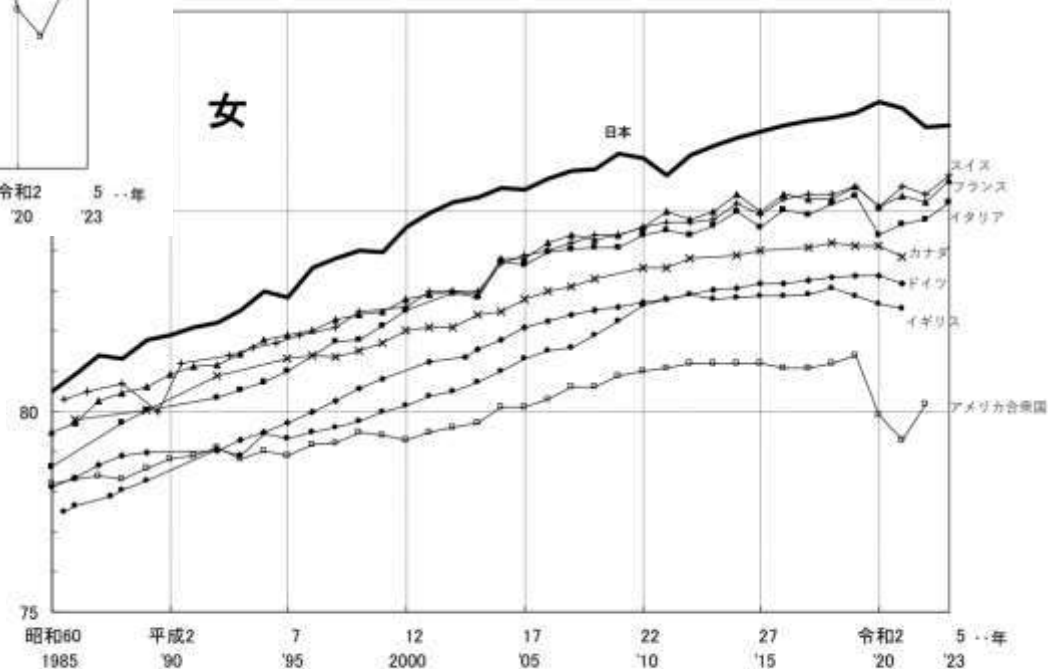
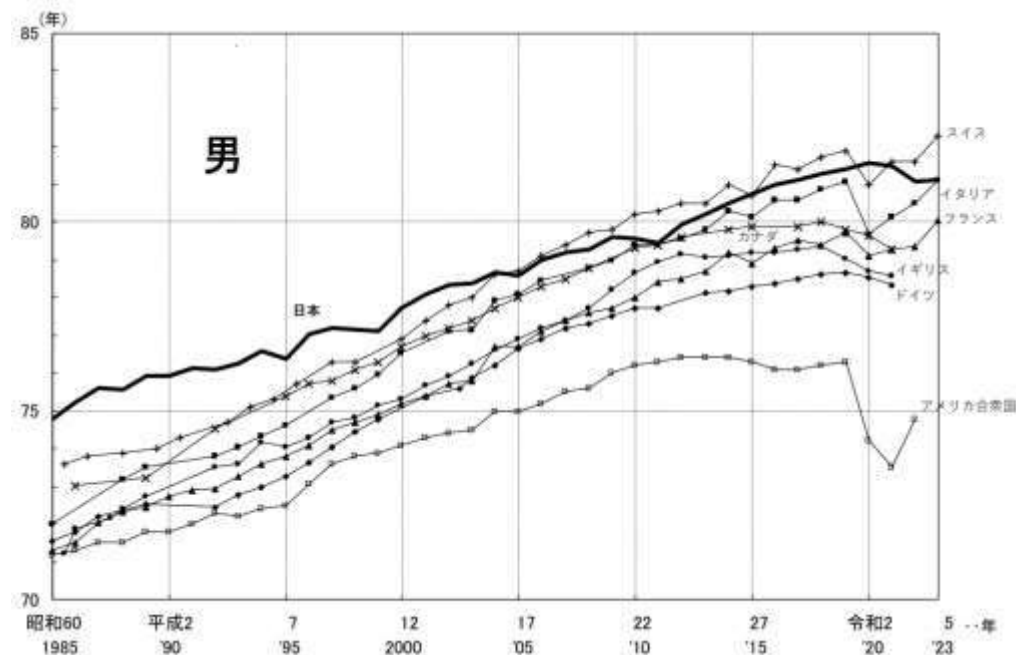
(単位：年)

和暦	男	女	男女差
昭和22年	50.06	53.96	3.90
25-27	59.57	62.97	3.40
30	63.60	67.75	4.15
35	65.32	70.19	4.87
40	67.74	72.92	5.18
45	69.31	74.66	5.35
50	71.73	76.89	5.16
55	73.35	78.76	5.41
60	74.78	80.48	5.70
平成2	75.92	81.90	5.98
7	76.38	82.85	6.47
12	77.72	84.60	6.88
17	78.56	85.52	6.96
22	79.55	86.30	6.75
27	80.75	86.99	6.24
令和2	81.56	87.71	6.15
3	81.47	87.57	6.10
4	81.05	87.09	6.03
5	81.09	87.14	6.05

注：1) 令和2年以前は完全生命表による。

2) 昭和45年以前は、沖縄県を除く値である。

平均寿命の推移



厚生労働省「令和5年簡易生命表」抜粋

資料：国連「Demographic Yearbook」等
注：1990年以前のドイツは、旧西ドイツの数値である。

県別の平均寿命

○都道府県別平均寿命（2020年）

順 位	男 性		女 性	
1	滋賀県	82.73歳	岡山県	88.29歳
2	長野県	82.68歳	滋賀県	88.26歳
3	奈良県	82.40歳	京都府	88.25歳
4	京都府	82.24歳	長野県	88.23歳
5	神奈川県	82.04歳	熊本県	88.22歳
	愛知県	81.77歳 (13位)	愛知県	87.52歳 (27位)

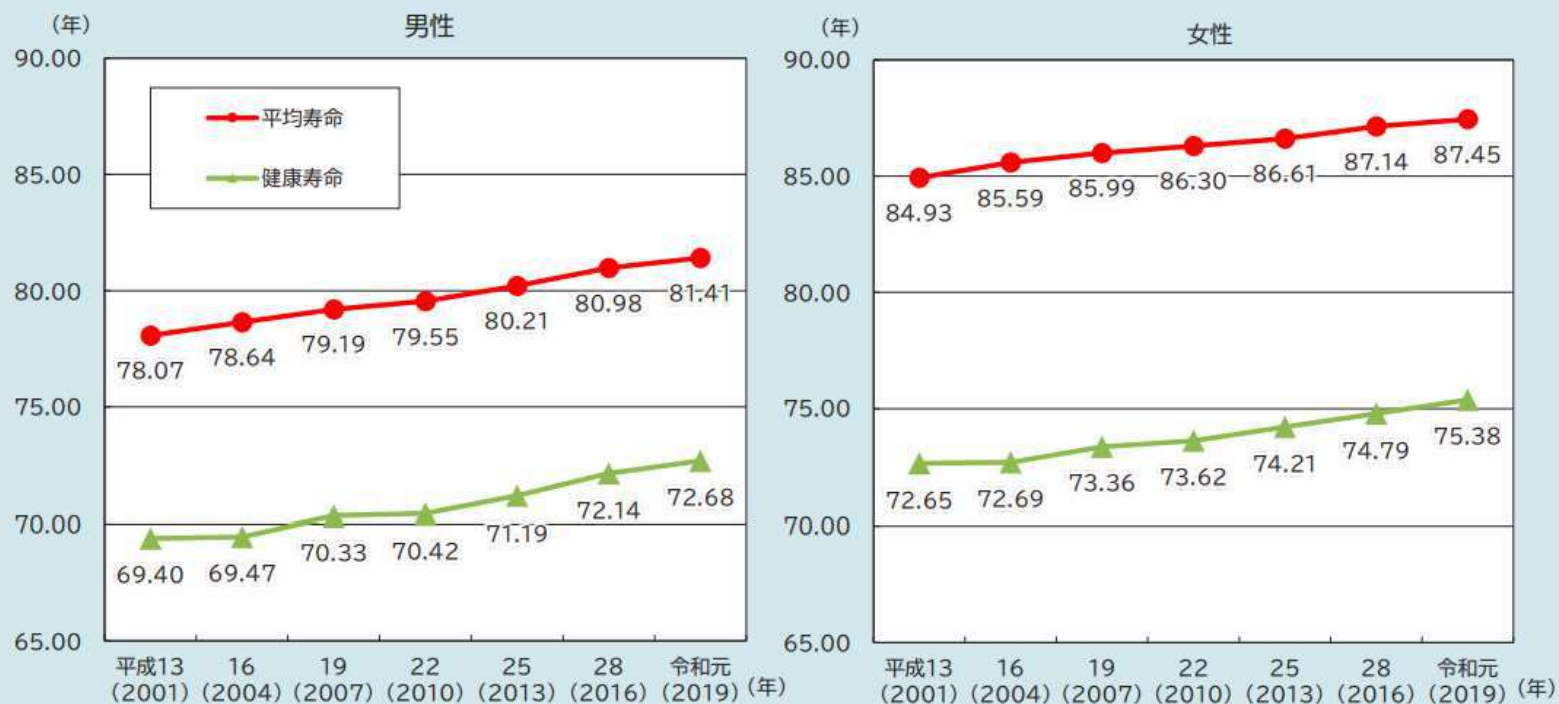
* 厚生労働省「令和2年都道府県別生命表の概況」抜粋

健康寿命

○健康寿命とは・・・

⇒「健康上の問題で日常生活に制限のない期間の平均」

図1-2-2-2 健康寿命と平均寿命の推移



資料：平均寿命：平成13・16・19・25・28年・令和元年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」
健康寿命：厚生労働省「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」

平均寿命と健康寿命の差

○支援（医療、介護、生活支援）を必要とする期間

（2020年）

平均寿命：簡易生命表

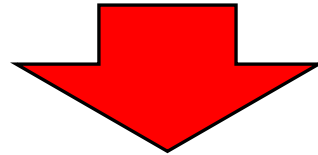
健康寿命：国民生活基礎調査

区分	平均寿命① (令和元年)	健康寿命② (令和元年) 日常生活に制限の ない期間の平均	差（①－②） 日常生活に制限の ある期間の平均
男性	81.41年	72.68年	8.73年
女性	87.45年	75.38年	12.07年

高齢者は、

第一線から引退

支援される・支援を受ける側

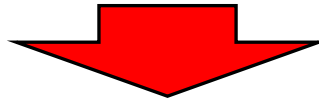


生涯現役

支援する・提供する側へ

高齢者の定義を見直す？

○2017年1月「高齢者の定義に関する日本老年学会・日本老年医学会合同ワーキンググループ」は、運動機能、認知機能、病気の発症率や死亡率、国民の年齢に関する意識等観点から検討した結果、「高齢者の定義を75歳以上とする」ことを提言。



○これに対して厚生労働大臣は「社会保障制度における年齢の定義を見直すことに関しては、企業の雇用環境や国民の意識の状況を踏まえた上で慎重に議論しなければならない」と表明

⇒評価は様々

高齢者の学習活動への参加状況

図1-2-3-1

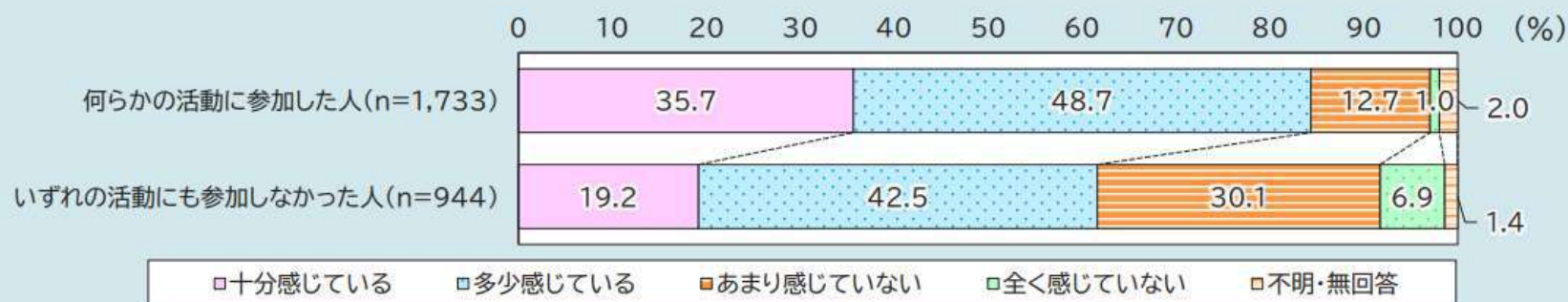
65歳以上の者の参加している学習活動（複数回答）



資料：総務省「令和3年社会生活基本調査」

高齢者の社会活動への参加と生きがい

図 1-2-3-2 65歳以上の者の社会活動への参加状況と生きがいの感じ方（複数回答）



資料：内閣府「令和5年度高齢社会対策総合調査（高齢者の住宅と生活環境に関する調査）」

(注1)「何らかの活動に参加した人」とは、直近1年間に「趣味（俳句、詩吟、陶芸等）」「健康・スポーツ（体操、歩こう会、ゲートボール等）」「生産・就業（生きがいのための園芸・飼育、シルバー人材センター等）」「教育関連・文化啓発活動（学習会、子ども会の育成、郷土芸能の伝承等）」「生活環境改善（環境美化、緑化推進、まちづくり等）」「安全管理（交通安全、防犯・防災等）」「高齢者の支援（家事援助、移送等）」「子育て支援（保育への手伝い等）」「地域行事（祭りなどの地域の催しものに参加）」「地域行事（祭りなどの地域の催しものの世話等）」のいずれかに参加した人を指す。

(注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

県が行う高齢者の生きがいづくり事業①

◎生きがいづくり

○あいちシルバーカレッジの開催

- ・定員：630人（令和7年度の平均年齢71.5歳）
- ・会場：名古屋、豊橋、岡崎、一宮、東海

○全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣

○老人クラブ・市町村老人クラブ連合会への助成



県が行う高齢者の生きがいづくり事業②

◎老人週間行事

○敬老祝い品の贈呈

- ・ 数え100歳の高齢者に敬老祝い品を贈呈する。

○高齢者居宅訪問

- ・ 数え100歳の方のお宅へ知事・副知事が訪問する。



〔参考〕 100歳以上の高齢者数（単位：人）

区分	1990年 (平成2年)	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2020年 (令和2年)	2024年 (令和6年)
全国	3,298	13,036	44,449	80,450	95,119
愛知県	122	409	1,561	3,156	3,649

* 厚生労働省 報道発表資料

普及啓発事業

○老人クラブでの画期的な取組事例を紹介する

「老人クラブ活動事例集」掲載

愛知県内の老人クラブで取り組まれている画期的な取組事例を、職員による取材のもと事例集を作成

老人クラブ活動事例集リンク（県高齢福祉課HP内）

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/473251.pdf>

○地域で活躍する高齢者を紹介する動画

「人生100年あいちお達者名鑑」掲載

元気に社会活動に参加されるシニアの皆さんを県民リポーターが取材し、その様子を写真や動画で紹介

老人クラブ活動事例集リンク（県高齢福祉課HP内）

<https://www.pref.aichi.jp/korei/aichi-otasshameikan/index.html>

愛知県の高齢福祉施策

- ・ **生きがい対策の推進**
- ・ **介護保険サービスの充実**
- ・ **高齢者の権利擁護の推進**
- ・ **高齢者の生活環境の整備**
- ・ **その他の高齢者福祉施策**

高齢者虐待防止対策

高齢者虐待防止法について

➤ 法律の正式名称

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

➤ 法律の成立と施行

2005(平成17)年11月成立

2006(平成18)年4月施行

➤ 法律の目的

①「高齢者の尊厳の保持」を大きな理念

②「尊厳の保持」を妨げる高齢者虐待防止が極めて重要

③そのために必要な措置を定める

⇒高齢者の権利利益を守る！

高齢者虐待防止法について

➤ 法律の特徴

- ① 高齢者虐待を初めて定義
- ② 高齢者虐待の早期発見・早期対応を主眼
- ③ 家庭内の虐待に止まらず、施設や在宅サービス事業の従事者等による虐待も対象としている
- ④ 高齢者を養護する者の支援も施策の柱の一つ
- ⑤ 財産被害の防止も施策の一つに取り上げている
- ⑥ 住民に身近な市町村を虐待防止行政の主たる担い手として位置づけている
- ⑦ 法施行後に検証を重ねることが予定されている

高齢者虐待防止法について

法律では「養護者」と「養介護施設従事者等」による高齢者（＝65歳以上の人）への虐待を定義



●「養護者」とは

日常的に世話をしている家族・親族・同居人などの、高齢者を現に養護している人

●「養介護施設従事者等」とは

老人福祉法・介護保険法に定める養介護施設・事業所の業務に従事する人

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	- 老人福祉施設 - 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は 「養介護事業」の (※)業務に従事する者
介護保険法 による規定	- 介護老人福祉施設 - 介護老人保健施設 - 介護療養型医療施設 - 介護医療院 - 地域密着型介護老人福祉施設 - 地域包括支援センター	- 居宅サービス事業 - 地域密着型サービス事業 - 居宅介護支援事業 - 介護予防サービス事業 - 地域密着型介護予防サービス事業 - 介護予防支援事業	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

「養護者による高齢者虐待」の定義と種類

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

養護者による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど。打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(※1) など ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など ④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
ii 介護・世話の放棄・放任	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ・入浴しておらず臭いがする。髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する。冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させるなど ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。 など

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいうという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
iv 性的虐待	○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいうという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など
v 経済的虐待 (※2)	○ 本人の合意なしに(※2)、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など

「養介護施設従事者による高齢者虐待」の 定義と種類

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
Ⅰ 身体的虐待	① 暴力的行為（第1） ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など
	② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など
	③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制

Ⅱ 介護・世話の放棄・放任	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など
	② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など
	③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要ながね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など
	④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 ・必要なセンサーの電源を切る。 など
	⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など

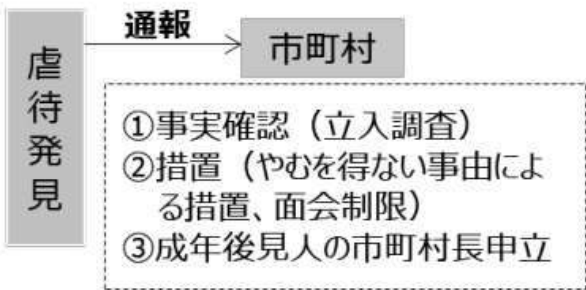
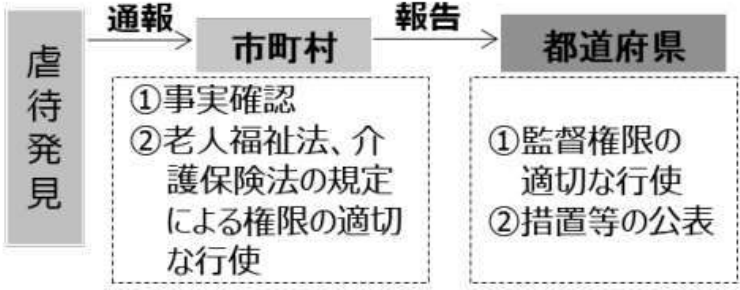
養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいらなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言い脅す。 など ② 侮辱的な発言、態度 ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など ⑥ その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

区分	具体的な例
iv 性的虐待	○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄つや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄つをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

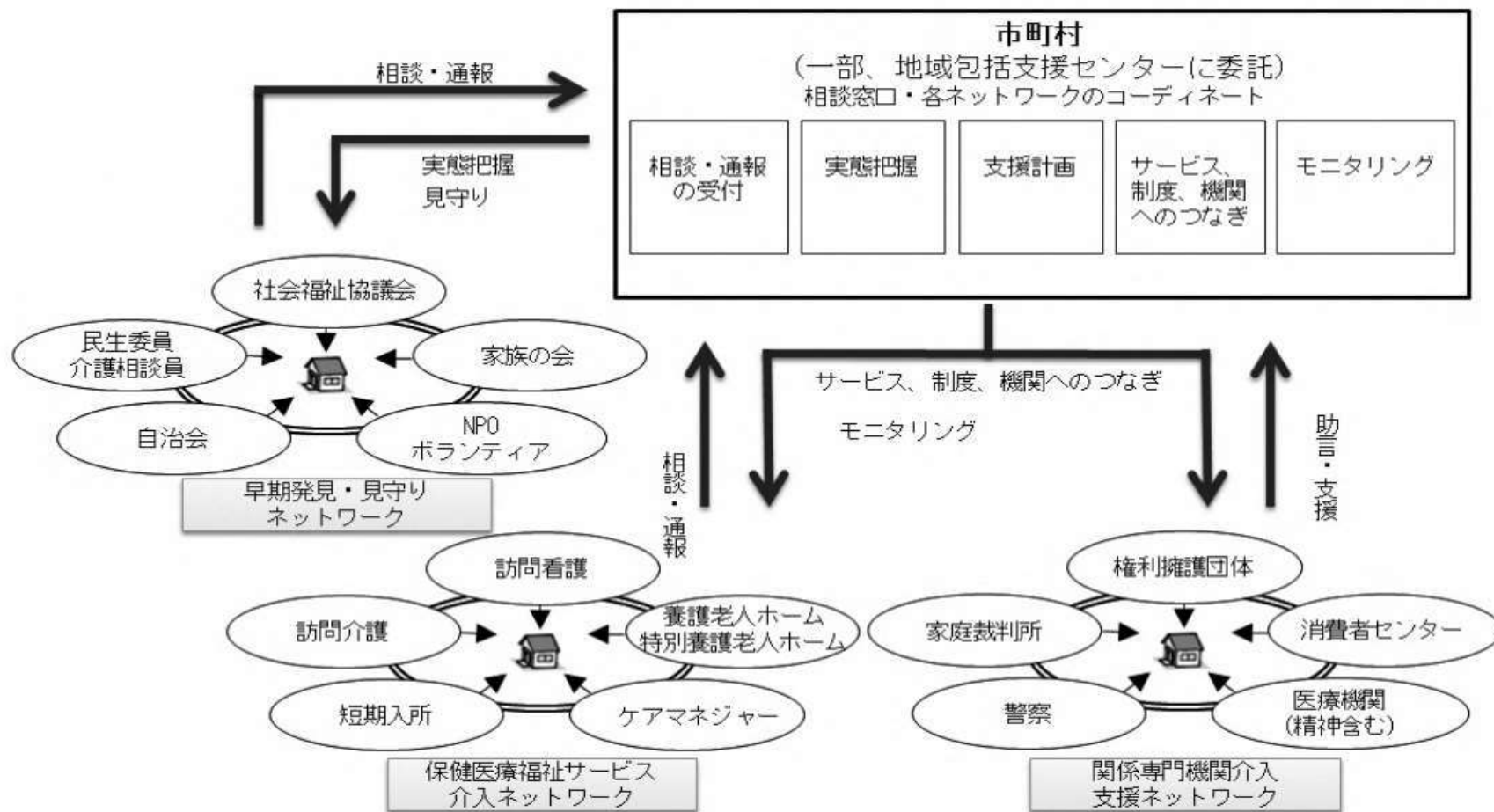
区分	具体的な例
v 経済的虐待	○ 本人の合意なしに（※2）、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

養護者、養介護施設従事者等による高齢者虐待のスキーム

養護者による高齢者虐待	養介護施設従事者等による高齢者虐待
[市町村の責務] 相談・通報受理、居室確保、養護者の支援 [都道府県の責務] 市町村の施策への援助等	[市町村の責務] 相談・通報受理、老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使 [都道府県の責務] 老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使、措置等の公表 [設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施
 <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B --- C["①事実確認（立入調査） ②措置（やむを得ない事由による措置、面会制限） ③成年後見人の市町村長申立"] </pre>	 <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] B --- D["①事実確認 ②老人福祉法、介護保険法の規定による権限の適切な行使"] C --- E["①監督権限の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>

高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者虐待防止ネットワーク構築例



「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省)P33
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478.html>

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（全国）

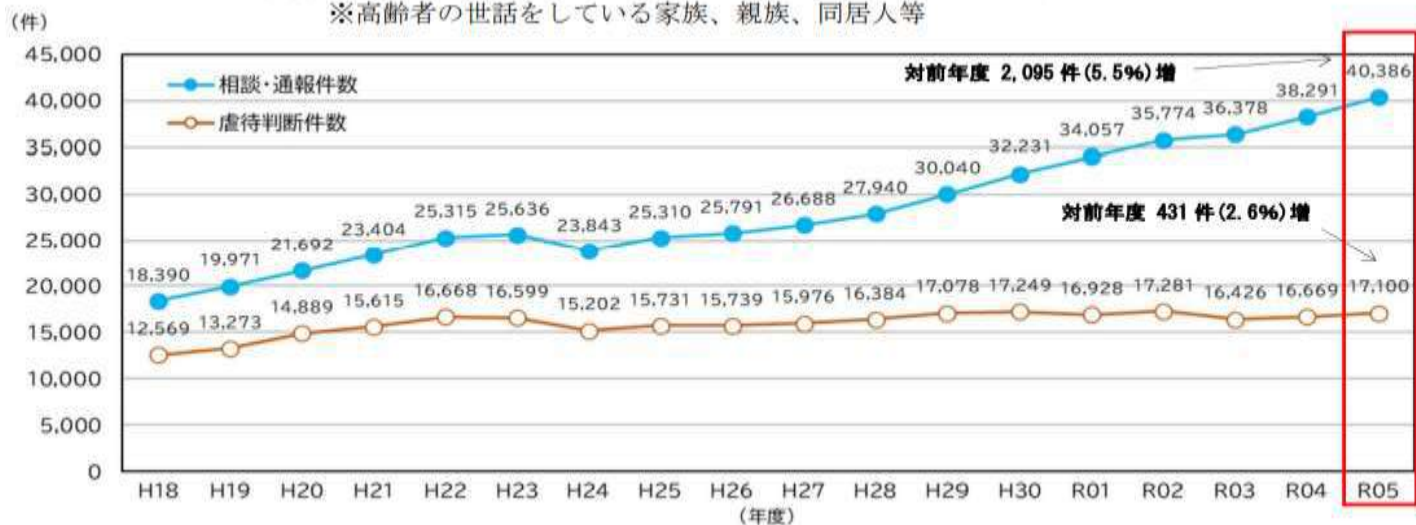
養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等



令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（全国）

■養介護施設従事者等（※）による虐待

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

- 相談・通報件数は、3,441件（対前年度646件（23.1%）増）。※過去最多で3年連続増加
虐待判断件数は、1,123件（対前年度267件（31.2%）増）。※過去最多で3年連続増加
- 相談・通報者の内訳は、当該施設職員（28.7%）が最も多く、当該施設管理者等（16.7%）、家族・親族（15.2%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（51.3%）が最も多く、心理的虐待（24.3%）、介護等放棄（22.3%）、経済的虐待（18.2%）、性的虐待（2.7%）の順。
- 虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が（77.2%）で最も多く、次いで「職員のストレス・感情コントロール」が（67.9%）、「職員の倫理観・理念の欠如」が（66.8%）の順。
- 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム（31.3%）が最も多く、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）（28.0%）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（13.9%）の順。
- 虐待等による死亡事例は、5件（5人）。

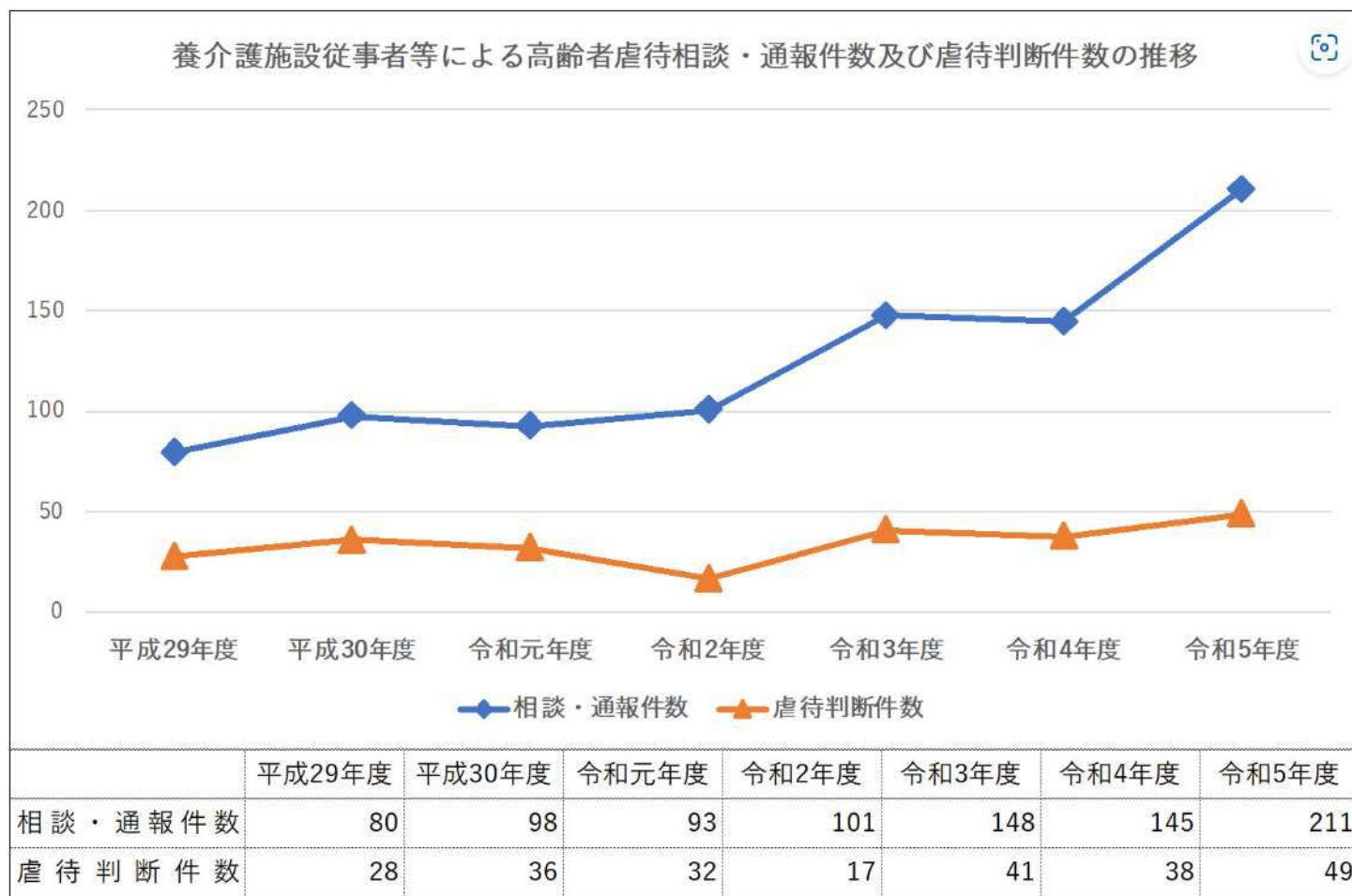
令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（全国）

■養護者（※）による虐待

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

- 相談・通報件数は、40,386件（対前年度2,095件（5.5%）増）。※過去最多で11年連続増加
虐待判断件数は、17,100件（対前年度431件（2.6%）増）。※横ばい傾向
- 相談・通報者の内訳は、警察（34.3%）が最も多く、介護支援専門員（24.8%）、
家族・親族（7.5%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（65.1%）が最も多く、心理的虐待（38.3%）、
介護等放棄（19.4%）、経済的虐待（15.9%）、性的虐待（0.4%）の順。
- 虐待者の続柄は、息子（38.7%）が最も多く、夫（22.8%）、娘（18.9%）の順。
- 虐待の発生要因は、「被虐待者の状態」として「認知症の症状」（56.4%）が最も多
く、「虐待者側の要因」として「介護疲れ・介護ストレス」（54.8%）、「理解力の不足
や低下」（47.7%）の順。
- 虐待等による死亡事例は、27件（27人）。

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（愛知県）



※相談・通報件数・・・調査対象年度に市町村が相談・通報を受理した件数

※虐待判断件数・・・調査対象年度に市町村等が虐待と判断した件数（県と市町村が共同で調査・判断した事例及び県が直接受理し判断した事例を含む。）

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（愛知県）

【主なポイント】

- * **■養介護施設従事者等(※)による虐待**
- * ※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者
- * ○ 相談・通報件数は、211件(対前年度比 66 件増)。
- * 虐待判断件数は、49 件(対前年度比 11 件増)。
- * ○ 虐待のあった施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム(26.5%)が最も多く、
- * 住宅型有料老人ホーム(18.4%)、認知症対応型共同生活介護(16.3%)の順。
- * ○ 虐待の種別は、経済的虐待(84.6 %)が最も多く、介護等放棄(18.8 %)、
- * 身体的虐待(9.1 %)、心理的虐待(7.2 %)、性的虐待(2.8 %)の順。
- * ○ 虐待者の72.6 %が介護職

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（愛知県）



※相談・通報件数・・・調査対象年度に市町村が相談・通報を受理した件数

※虐待判断件数・・・調査対象年度に市町村等が虐待と判断した件数

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（愛知県）

【主なポイント】

- * ■養護者(※)による虐待
- * ※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

- * ○相談・通報件数は、2,210 件(対前年度比 31 件減)。
- * 虐待判断件数は、1,037 件(対前年度比 63 件減)。

- * ○相談・通報者の内訳は、介護支援専門員(28.0 %)が最も多く、警察(25.9 %)、
- * 家族・親族(8.5 %)、本人(8.2 %)の順。

- * ○虐待の種別は、身体的虐待(68.0 %)が最も多く、心理的虐待(32.3 %)、
- * 経済的虐待(17.9 %)、介護等放棄(16.2 %)、性的虐待(0.6 %)の順。

- * ○虐待者の続柄は、息子(37.6 %)が最も多く、夫(21.5 %)、娘(20.1 %)の順。
- * ○被虐待者の68.4%が要介護認定を受けており、うち、認知症日常生活自立度Ⅱ以上が66.8%。

国マニュアル

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(令和7年3月改訂)」

掲載: 厚生労働省HP内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00003.html

※ 都道府県、市町村等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成されているマニュアル

ご清聴ありがとうございました。

愛知県福祉局高齢福祉課
生きがい・福祉医療グループ